

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則 ... 予算経理室	1頁
	激高歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則	文化財保護室 3頁
	三重県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則	文化財保護室 4頁

規 則

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十六年八月二十三日

三重県教育委員会委員長 作 野 史 朗

三重県教育委員会規則二号

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則（平成十四年三重県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（採用の予約）

第二条の二 中学校の第三学年に在学中の者は、奨学生（修学奨学金を受けて高等学校等に在学する者をいつ以下同じ。）になることの予約（以下「採用の予約」といふ。）を受けることができる。

第三条の見出し中「貸与」の次に「及び採用の予約」を加え、第一項第四号及び第二項第二号中「第十条第一項第二号」を「第十三条第一項第二号」に改める。

第三条に次の一項を加える。

3 採用の予約を受けることができる者は、当該予約を受けようとする年度の翌年度に高等学校等に入学する予定の者であつて、次の各号に該当する者とする。

一 修学費の貸与を受けようとする者にあつては、第三条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる要件を満たす者であること。

二 修学支度費の貸与を受けようとする者にあつては、第三条第一項第一号、第三号及び第三条第二項第二号に掲げる要件を満たす者であること。

第四条の見出し中「貸与」の次に「及び採用の予約」を加え、第一項中「貸与」の次に「又は採用の予約」を加え、同項中「三重県教育委員会教育長（以下「教育長」といふ。）」を「教育長」に改め、同項第一号中「高等学校等」の次に「又は中学校」を加える。

第五条の見出し中「奨学生」の次に「及び採用の予約を受ける者」を加え、同条第一項中「修学奨学金の貸与を受ける者」を「奨学生となる者及び高等学校等から入学の許可を得ることを条件として採用の予約を受ける者」に改め、同項中「当該奨学生が在学する高等学校等の長」を「当該申請をした者が在学する高等学校等又は中学校の長」に改める。

第五条に次の三項を加える。

4 採用の予約の決定を受けた者は、教育長が定める期限までに、進路決定届（第十一号様式）を提出しなければならない。

5 採用の予約の決定を受けた者が、次の各号のすべてに該当したときは、奨学生となる。

一 前項に規定する進路決定届を教育長が定める期限までに提出したとき。

二 採用の予約の決定を受けた年度の翌年度に高等学校等に入学したとき。

6 採用の予約の決定を受けた者が、前項各号に掲げる要件のいずれかを欠くに至つたときは、当該予約は失効

する。

第六条第二項中「(修学奨学金を受けて高等学校等に在学する者をいう。以下同じ。)」を削り、第三項中「高等学校等」の次に「(採用の予約を受けた者については、当該採用の予約を受けた者が、第五条第四項に規定する進路決定届により届け出た高等学校等)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、採用の予約の決定を受けた者については、入学の日の属する月の前月に貸与することができる。

第十五条第一項中「奨学生若しくは奨学生であった者」を「奨学生、採用の予約の決定を受けた者及び高等学校等から入学の許可を得ることを条件として採用の予約の決定を受ける者、若しくは奨学生であった者」に改め、同項第四号中「奨学金の貸与を受けること」の次に「又は採用の予約」を加え、第二項中「奨学生若しくは奨学生であった者」を「奨学生、採用の予約の決定を受けた者及び高等学校等から入学の許可を得ることを条件として採用の予約の決定を受ける者、若しくは奨学生であった者」に改める。

第一号様式(表面)を次のように改める。

第1号様式(第4条関係)

申込者 (本人)	ふりがな	前	を付けること	在学採用	予約採用
	名	下		住所	等
親権者又は後見人 (保護者)	生年月日	年	月	日	性
	別	男	女	別	女
連帯保証人	ふりがな	前	住所	等	電話
	名	下			
在学する(入学希望の)高等学校等	生年月日	年	月	日	性
	別	男	女	職業(勤務先等)	本人との関係
通学(予定)状況	学校名	課程名		在学期間	電話
	国公立 私立	自宅通学・自宅外通学	年	月	年
他の奨学金制度の申込(予定)状況の確認	申込の有無	既	申込を行った場合、下記のいずれかに	既に貸与を受けている	奨学金制度名
	有・無	認められた	認められなかった		
貸与額及び期間	修学支度費	円	月	額	修学費(貸与期間)
	入学時	円	月	額	年
修学奨金の振込口座(本人の口座)	金融機関名	本店名(コード番号)	種目	口座番号	口座名義(カタカナ)
		()	普通		()
返還期間	修学支度費	年間(5年上限)	修学費	年間(10年上限)	高等専門学校等の修了(又は奨学金の打ち切り)から半年経過後の期間。
返還方法	月賦	半年賦	年賦(3月)	年賦(9月)	

第三号様式甲

私はこのたび

在学中、三陽通商専門学校修業奨学金の貸与を受けました。

つきましては、その学校の諸規則命令等を守り、卒業に励み、品行をつつしむはもちろん、三陽通商専門学校修業奨学金規則を固く守り、かつ、卒業後もその設置された趣旨に添うよう奮闘します。

なお、奨学金の返還については、規定にしたがい就業に返還の義務を履行することを確約いたします。

」を

私はこのたび

(在学中・高等学校修業後)、三陽通商専門学校修業奨学金の貸与を受けました。

つきましては、その学校の諸規則命令等を守り、卒業に励み、往行をつつしむはもちろん、三重県高等学校等修学奨励金規則を厳く守り、かつ、卒業後もその設置された趣旨に添うよう誓約します。

なお、奨学金の返還については、規定にしたがい職業に返還の義務を履行することを誓約いたします。

() 内は、いずれが該当するように を付けてください。

」に改める。

第十号様式の次に次の一様式を加える。

第11号様式 (第5条関係)

進路決定届

年 月 日

三重県教育委員会教育長 様

本人 住所 名前 印

三重県高等学校等修学奨励金の貸与に関する規則第5条第4項の規定により、進路決定届を提出します。
なお、進学後は、三重県高等学校等修学奨励金の貸与を受けたいことを希望します。

記

決定した進学先 [卒業予定： 年 月卒業見込]

該当する項目に を付けてください。

(学校種別 国立・私立 通学形態 自宅通学・自宅外通学)
三重県外の学校に進学された場合は、下記に学校の連絡先を記入してください。

(〒 電話番号)

添付書類 進学先を証明する書類 (合格証書等)

附 則

この規則は、平成十六年十月一日から施行する。

斎宮歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十六年八月二十三日

三重県教育委員会委員長 作野史朗

三重県教育委員会規則第三号

斎宮歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則

斎宮歴史博物館条例施行規則 (平成元年三重県教育委員会規則第十二号) の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「教育長」を「館長」に、第二項中「教育長」を「館長」に改める。

第一号様式中「三重県教育委員会」を「斎宮歴史博物館長」に、「住所」を「住所 (所在地)」に、「氏名・団体名」を「団体名」に、「職業・代表者氏名」を「氏名・代表者氏名」に改め、「印」を削る。

第二号様式中「三重県教育委員会」を「斎宮歴史博物館長」に改める。

第三号様式中「三重県教育委員会」を「斎宮歴史博物館長」に、「住所」を「住所 (所在地)」に、「氏名・団体名」を「団体名」に、「職業・代表者氏名」を「氏名・代表者氏名」に改める。

第四号様式中「三重県教育委員会」を「斎宮歴史博物館長」に改める。

第五号様式中「三重県教育委員会」を「斎宮歴史博物館長」に、「住所」を「住所 (所在地)」に、「氏名・団体名」を「団体名」に、「職業・代表者氏名」を「氏名・代表者氏名」に改める。

第六号様式中「住所」を「住所 (所在地)」に、「氏名・団体名」を「団体名」に、「職業・代表者氏名」を「氏名・代表者氏名」に改める。

第八号様式中「三重県教育委員会教育長」を「斎宮歴史博物館長」に、「住所」を「住所 (所在地)」に、「氏名・団体名」を「団体名」に、「職業・代表者氏名」を「氏名・代表者氏名」に改める。

第九号様式中「三重県教育委員会教育長」を「斎宮歴史博物館長」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年九月一日から施行する。

三重県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十六年八月二十三日

三重県教育委員会委員長 作 野 史 朗

三重県教育委員会規則第四号

三重県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

三重県文化財保護条例施行規則（昭和五十一年三重県教育委員会規則第十号）の第21号様式並びに第22号様式を次のように改める。

第21号様式（第29条関係）
三重県天然記念物紀州犬登録証書

(表)

登録番号	
三重県天然記念物紀州犬登録証書	
割印	
犬名	
性別	生年月日
産地	毛色
肩高	体重
特徴	その他
右を三重県天然記念物紀州犬として登録する	
年 月 日	
三重県教育委員会 印	

(裏)

所有者	所有者の住所	交付又は再交付の年月日	
所有者	所有者の住所	変更の年月日	印

A 3 横

第22号様式（第29条関係）
三重県天然記念物日本鶏登録証書

(表)

登録番号	
三重県天然記念物日本鶏登録証書	
割印	
鶏種	内種
性別	ふ化年月日
産地	体重
特徴	その他
右を三重県天然記念物日本鶏として登録する	
年 月 日	
三重県教育委員会 印	

(裏)

所有者	所有者の住所	交付又は再交付の年月日	
所有者	所有者の住所	変更の年月日	印

A 3 横

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の第21号様式並びに第22号様式の規定により交付された登録証書は、改正後の第21号様式並びに第22号様式の規定により交付された登録証書とみなす。



発行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印刷
有限会社第一プリント社